

埼玉県制度融資(設備資金)の 利子の30%を補助します

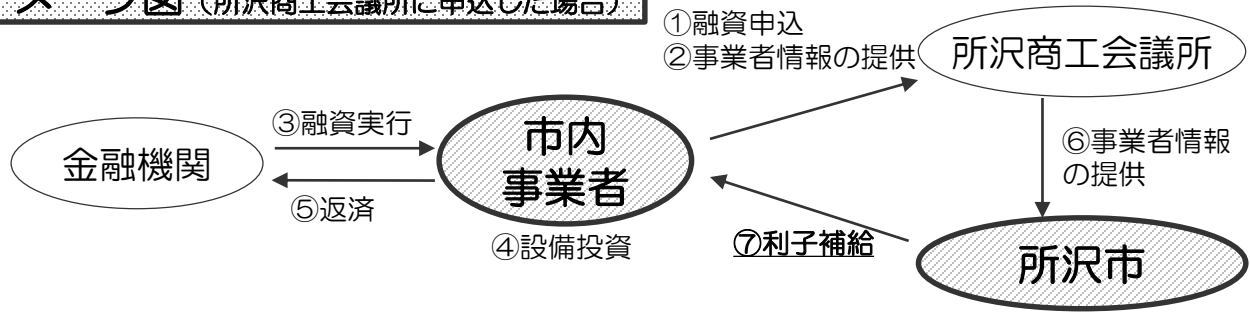
一部40%

～所沢市中小企業設備投資融資利子補給事業～

市内の中小企業者が、市内に設置・利用するための設備を購入するにあたり、埼玉県制度融資(設備資金)を利用された場合に、支払利子額の30%(一部40%)を補助します。

所沢市イメージマスコット
「ところん」

イメージ図(所沢商工会議所に申込した場合)



●補給期間、補給率

対象期間・利子	毎年10月1日～9月30日の1年間に金融機関に支払った利子
補給率	上記利子額の 30% (※)を原則として、予算の範囲内で補助
補給対象期間	借入開始から 5年間 (一部資金については借入2年目から4年間)

(※)太陽光発電等、「所沢市まちごとエコタウン推進計画」に資する設備投資については、支払利子額の**40%**を補給します。(詳細は裏面をご覧ください)

●対象者(以下①～④のすべてを満たす必要があります)

①	市内の事業所において設備を設置・利用するため、埼玉県の制度融資(設備資金)を利用して いる中小企業者であること
②	市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいること
③	個人の場合、市内に住民登録が1年以上されていること 法人の場合、市内に法人登記が1年以上されていること
④	市税を滞納していないこと

●所沢商工会議所に融資申込をした場合の利子補給までの流れ

- ・利子補給は1年度ごとに申請が必要です。
- ・その他の機関に申込をした場合は、所沢市産業振興課（下記参照）までお問い合わせください。

①	融資希望者は、所沢商工会議所に融資の申込をしてください。 ※この際、事業者情報に係る「同意書」を所沢商工会議所に提出してください。
②	信用保証協会の保証承諾後、融資が実行され、金融機関に対しての返済が始まります。
③	所沢市は、対象者に利子補給申請書類を送付します。（毎年11月頃を予定）
④	対象者は、金融機関より対象となる融資の支払利子額に係る証明書と返済予定表を取得してください。
⑤	対象者は、支払利子額に係る証明書その他申請書類を所沢市に提出してください。
⑥	所沢市は、申請内容を審査し、利子補給金を交付します。

10%上乘せ

「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に資する設備投資とは？



- 「所沢市マチごとエコタウン推進計画」とは、マチごとエコタウン所沢構想の精神を軸に、環境基本計画を統合して、所沢市が策定したものです。
- 主な対象設備は下記に掲げる設備です。下記以外でも対象となる場合がございます。また、上乘せ対象となる設備（完成品に限る）を自社製品として製造する為に借り入れる設備資金も対象として認める場合がございますので、事前にご相談ください。

①	「所沢市スマートハウス化推進補助金（事業者用）」の対象となる設備 ※本制度の詳細は所沢市マチごとエコタウン推進課（04-2998-9133）まで
②	埼玉県制度融資「設備投資促進資金」を利用し、「環境・エネルギービジネス関連事業」のために導入する設備
③	埼玉県制度融資「産業創造資金（産業立地貸付）」を利用し、資金対象の建物と一体的に整備する省エネ等のための設備（製造又は加工修理工程を形成しないもの）
④	「埼玉県環境みらい資金融資」の対象となる設備



所沢市 産業経済部 産業振興課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1（市役所別館）
 電話：04-2998-9157（直通） FAX：04-2998-9162
 E-mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp

※埼玉県制度融資の申込窓口は所沢商工会議所(04-2924-5581)等です。